**○農林水産省告示第千七百六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町伏谷一三九一の一二から一三九一の一四まで、一三九一の一六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千七百七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町左鐙字猪退谷二〇三五の三一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千七百八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字若井原三五の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字観音谷甲四二六六の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市遠野町大平字皿貝七六の九、七六の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千七百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市春日町野瀬字滝ノ尻二〇一九の五、二〇二三の四、二〇二三の八、二〇二四の六七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千七百十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字入山字入山甲一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び中之条町役場に備えおいて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第五百十七号**

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の規定に基づく水域として次のように指定する（平成二十五年五月二十四日から同年六月一日までの毎日午前九時から午後五時までの間に限る。）。

平成二十五年五月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

網代埼北端から相模湾網代埼沖灯浮標を結ぶ線、同灯浮標から真方位二百三十九度七百十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百七十度二千百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位零度二千四百十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位九十度二千百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位百八十度千四百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から小網代湾口の網代埼対岸を結ぶ線及び陸岸に囲まれた水域。

**○国土交通省告示第五百十八号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

立平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県雲南市吉田町深野

字深野　八二番一　一号及び二号

六八七番三　三号

六八六番　四号

六八七番四　五号

六八三番　六号及び七号

七六番　八号

六八二番八　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（平成十四年国土交通省告示第百九十八号で指定した同号七に掲げる土地の区域及び平成十九年国土交通省告示第千六百八十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

島根県出雲市斐川町神氷

字中ノ坊　五七二番六

字左子　五八五番三及び五八五番五

五八六番三及び五八六番四

五九二番二

字宮谷　五九三番二

五八四番一四、五八四番一五及び五八四番一八

二二一六番四

字寺谷　二二六五番五

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

御幡川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の御幡川の中心線から左右各岸七メートルまでの土地の区域（昭和四十年建設省告示第三千七十九号で指定した土地の区域を除く。）

島根県出雲市佐田町大呂

二七五九番四　一号

九八三番一　二号

一〇〇五番五　三号及び四号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上土井川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県浜田市弥栄町長安本郷

七四二番二

四〇四番　一号から十号まで、十二号から二十二号まで及び三十三号

七四一番一　十一号

四〇一番一　二十三号

四〇一番一地先道路敷　二十四号

四〇一番　二十五号及び二十六号

四〇一番四地先道路敷　二十七号及び二十八号

四〇五番地先道路敷　二十九号

四〇五番　三十号及び三十一号

七四二番五　三十二号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

家下上溢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域